

公衆衛生の保持や生命権は個人の自由に優先する ～新型コロナ感染症対策を憲法の視点から分析～

日本では2020年3月以来、新型コロナ感染症対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、休業や営業時間短縮の要請・指示、外出自粛要請が行われ、2021年2月には罰則も導入されました。これらの措置には、日本国憲法が保障する営業の自由や移動の自由など、個人の自由を制限する側面がありますが、それが憲法上認められるかについては、十分に検討されていません。本研究は、特に生命権と国家の義務の観点から、この問題を罰則導入前の時点で検討し、憲法が、営業の自由および移動の自由の制限を許容し、さらに新型コロナ感染症対策により生命へのリスクを低減させる義務を負っていることを明らかにしました。

本研究ではまず、憲法上の概念を、「個人の自由を保障する概念」と「個人の自由を制限しうる概念」に分けて検討しました。営業の自由と移動の自由は前者に属し、主に居住、移転および職業選択の自由（憲法22条）および財産権（同29条）により保障されます。一方、後者には、生命権（同13条）、生存権・公衆衛生（同25条）および公共の福祉（同13条）が含まれます。さまざまな学説や判例から、公衆衛生の保持は公共の福祉に含まれるとされていることから、憲法は、営業の自由および移動の自由の制限を許容していると考えられます。また、これまで自己決定権の一部と考えられてきた生命権を独立した権利と捉えると、政府は、新型コロナ感染症に起因する生命へのリスクを低減させる責任を負うといえます。

今後さらに、罰則導入に伴う影響の分析、ポスト・コロナ時代の国家観や社会像と憲法の関係についての議論を進める予定です。

研究代表者

筑波大学人文社会系

秋山 肇 助教

研究の背景

2020年3月以来、日本においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）が新型コロナウイルス感染症対策の中心的な役割を果たしてきました。同法に基づき、休業や営業時間短縮の要請・指示、外出自粛要請が行われており、2021年2月には、罰則も課されるようになりました。これらの要請・指示には、感染症対策としての有効性とは別に、日本国憲法が保障する営業の自由や移動の自由といった個人の自由を制限する側面があります。そこで本研究は、「新型コロナウイルス感染症対策としての休業や営業時間短縮の要請・指示および外出自粛要請に、憲法上の制約もしくは要請はあるか」を検討しました。

研究内容と成果

本研究は、新型コロナウイルス感染症対策による営業の自由および移動の自由の制限は、憲法上、許容されることを明らかにしました。まず、憲法上の概念を、「個人の自由を保障する概念」および「個人の自由を制限しうる概念」に分けて検討しました。個人の自由を保障する概念としては、営業の自由と移動の自由が挙げられます。これらの自由は、主に居住、移転および職業選択の自由（憲法22条）および財産権（同29条）により保障されます。また個人の自由を制限しうる概念としては、生命権（同13条）、生存権・公衆衛生（同25条）および公共の福祉（同13条）が挙げられます。生命権はこれまで、自己決定権の一部と考えられてきましたが、本研究は、新型コロナウイルス感染症による生命への危機が認識されることを踏まえ、生命権を独立した権利として位置付けました。生命権、生存権・公衆衛生、公共の福祉への脅威となる個人の自由は制限され得ます。これまでの判例と学説の双方により、公衆衛生の保全是公共の福祉に含まれると考えられているため、憲法は、営業の自由および移動の自由の制限を許容していると考えられます。その上で、生命権、生存権・公衆衛生の視点から、政府は、新型コロナウイルス感染症に起因する生命へのリスクを低減させる責任を負っていると結論付けました。

また罰則を伴う措置は、憲法が許容しており、その導入の判断は立法府に委ねられている一方で、罰則は必要最小限でなければならないことを指摘しました。

今後の展開

今後の課題として、2021年2月の罰則導入がもたらす影響の分析が挙げられます。特措法の改正に伴い、休業や営業時間短縮の自粛要請等に従わない場合、罰則を課することが可能になりました。罰則導入前には、国家による罰則は課されない一方で、「コロナ自警団」や「自粛警察」と呼ばれる社会的制裁が散見されました。罰則導入により社会的制裁が減少するのかを検証する予定です。

また、ポスト・コロナ時代の国家観・社会観と憲法の関係について検討する必要があります。これまで日本の憲法学は、大日本帝国憲法下の経験から、国家の権限強化への警戒感があり、自由の制限に抑制的な立場をとってきました。新型コロナウイルス感染症への実効的な対策が必要とされる中、ポスト・コロナ時代の国家観・社会像をどのように描くのか、議論を進めます。

このような議論には、憲法だけでなく学際的な視点が求められます。筑波大学人文社会系、生命環境系、人間系の教員、学生、ベンチャー企業で構成される「チーム ポスト・アントロポセン」(https://icrhs.tsukuba.ac.jp/moonshot_millennia/)が、科学技術振興機構（JST）によるムーショット型研究開発事業 ミレニア・プログラムに採択され、ポスト・コロナ時代の社会像に関する検討を始めています。さらに2021年4月には、学内で新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな研究を行っている研究者による、すべての学生を対象とした自由科目「TSUKUBA 新型コロナウイルス社会学」(https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight_covid19_topics/1063/)を開講し、新型コロナウイルス感染症が社会や学問に与えた影響を、多角的に考察します。

研究資金

本研究は、「筑波大学新型コロナウイルス緊急対策のための大学『知』活用プログラム」(https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight_covid19/akiyama/)の一環として実施されました。

掲載論文

【題名】 COVID-19 対策と日本国憲法：新型インフルエンザ等対策特別措置法に着目して

【著者名】 秋山 肇

【掲載誌】 F1000Research

【掲載日】 2021年3月23日

【DOI】 <https://doi.org/10.12688/f1000research.50861.1>

問合わせ先

【研究に関すること】

秋山 肇（あきやま はじめ）

筑波大学人文社会系 助教

URL: <https://trios.tsukuba.ac.jp/researcher/0000004384>

【取材・報道に関すること】

筑波大学広報室

TEL: 029-853-2040

E-mail: kohositu@un.tsukuba.ac.jp